

## 再意見書

平成19年2月7日

情報通信審議会  
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-7304  
(ふりがな) とうきょうとみなどくひがしんばし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号  
(ふりがな) びーびーかぶしきがいしゃ  
氏 名 ソフトバンクBB株式会社  
だいひょうとりしまりやくしゃちょう そん まさよし  
代表取締役社長 孫 正義

郵便番号 105-7304  
(ふりがな) とうきょうとみなどくひがしんばし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号  
(ふりがな) びーびー かぶしきがいしゃ  
氏 名 BBテクノロジー株式会社  
だいひょうとりしまりやくしゃちょう そん まさよし  
代表取締役社長 孫 正義

郵便番号 105-7316  
(ふりがな) とうきょうとみなどくひがしんばし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号  
(ふりがな) かぶしきがいしゃ  
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社  
だいひょうとりしまりやくしゃちょうしーいーおー そん まさよし  
代表取締役社長 CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317  
(ふりがな) とうきょうとみなどくひがしんばし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号  
(ふりがな) かぶしきがいしゃ  
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社  
だいひょうしつこうやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし  
代表執行役社長兼 CEO 孫 正義

情報通信審議会議事規則第5条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成18年12月22日付け情審通第112号で公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

## 別 紙

### 1. 公衆電話機能に係る費用について

#### 【KDDI 殿意見】

今般申請の開示資料によれば、公衆電話機能のコストの約8割は「電話機等コスト」であり、そのほとんどが「指定設備管理運営費」となっています。さらにその約8割は「施設保全費」とされていますが、施設保全費の内訳は開示されていません。したがって、公衆電話機能のコストの約6割は詳細が不明であり、NTT東・西殿以外の他者が接続料の妥当性を検証することは実質的に困難と言って良い状態にあります。

NTT東・西殿がホームページで公表されている資料「第一種公衆電話の必要性と収支改善の取り組みについて」によれば、施設保全費は故障修理費と清掃・料金収集費に大別されるとのことですですが、接続料の適正性を論じる上では以下の項目が開示されることが必要であると考えます。

①費用の内訳

②費用の適正性を検証できる情報

(委託の有無、委託内容、委託先選定の入札状況、入札が行われていない場合は市場価格による調達が行われているか否かを証する資料等)

#### 【弊社意見】

- ・ KDDI 殿の意見に賛同します。
- ・ 公衆電話機能に係る費用については、より一層の効率化を図るべく、KDDI 殿意見書及び弊グループ意見書にて既述のとおり、外部委託の内容を明らかにした上で、外部委託の内容も含めて適正性の検証を行うことが必要であると考えます。

### 2. 自己資本報酬率について

#### 【KDDI 殿意見】

自己資本報酬率の算定方法は接続料規則で法定化されていますが、現在、情報通信審議会で検討されている「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備」の検討項目でも、事業リスクの程度に着目した自己資本報酬率の見直しが言及されているところです。

自己資本報酬率の在り方については、事業リスクの観点や、赤字額を補填されているユニバーサルサービスの接続料コストに占める利益相当額が増加しつつあること等を踏まえ、引き続き検討を行っていただくことを要望いたします。

#### 【弊社意見】

- ・ KDDI 殿の意見に賛同します。
- ・ 「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について 答申(案)」において提言されている事後精算制度の廃止に伴い、接続料における自己資本利益率についてはリ

スクフリーレートが適用されるべきと考えます。この自己資本利益率の見直しにあたっては、事後精算制度の廃止の観点のみならず、KDDI 殿が指摘している観点も含めて、引き続き検討すべきであると考えます。

### 3. 回線管理運営費について

#### 【イー・アクセス殿意見】

##### ①NTT 西日本殿の光ファイバの管理費用の上昇

本算定では、NTT 西日本殿の管理費用のみが上昇しており、表 1 に示したようにその上昇幅も大きなものになっています。

(表 1:略)

従いまして、本算定における上昇要因について NTT 西日本殿から情報開示を行って頂いた上で算定の適切性について検証すべきと考えます。

##### ②NTT 西日本殿の光ファイバの管理費用の業務効率性

①で示したように、本算定で NTT 西日本殿の光ファイバの管理費用は上昇しており、しかもこの 3 年間において、同レベルの費用水準に留まっています。

一方、NTT 東日本殿においては、表 2 で示したように費用水準の下降傾向が認められますので、これについても NTT 西日本殿に情報開示を行って頂いた上で業務効率性について検証すべきと考えます。

(表 2:略)

#### 【弊社意見】

- ・ イー・アクセス殿の意見に賛同します。
- ・ NTT 西日本における光ファイバの回線管理運営費の上昇及び NTT 東西間格差の拡大については弊グループ意見書でも指摘しているところであり、詳細な情報開示と検証が必要と考えます。
- ・ なお光ファイバに関しては、回線管理運営費に限らず B フレッツ系サービス全般に渡りその収支状況が不透明であり、NTT 東西においては、当該サービスに係る営業費の分計を行う等、収支の透明化が必要であると考えます。

### 4. 工事費・手続費について

#### 【イー・アクセス殿意見】

##### 2. 工事費・手続費について

(略)

今回、弊社としては、特に以下の項目の情報公開を要望したい考えです。

- ・立会費
- ・相互接続点調査費
- ・自前工事調整等作業費

### 【弊社意見】

- ・ イー・アクセス殿の意見に賛同します。
- ・ NTT 東西における接続料算定に関する各費用の要素については、その適正性の検証可能性を確保する観点から、十分な情報公開が必須であり、NTT 東西において積極的に実施されることが必要であると考えます。

## 5. コロケーション単価について

### 【イー・アクセス殿意見】

#### 3. コロケーションについて

(略)

##### ① コロケーション単価のオープン化

現在は、接続約款中に土地及び通信用建物の年額料金の記載しかありませんが、コロケーション費用におけるスペース代の割合は、当社実績では数%に留まり接続事業者にとって十分な情報開示の内容となっておらず、コロケーション費用の適正性の確認を行うことも出来ません。

従いまして、土地及び通信用建物のように、電気料、電力設備使用料及び空調設備使用料等についてもビルの単価情報については全て公開すべきと考えており、接続約款への取込みが困難であれば、まずは NTT 公開情報中での公開を要望します。

### 【弊社意見】

- ・ イー・アクセス殿の意見に賛同します。
- ・ 電気料、電力設備使用料及び空調設備使用料については、当該料金の適正性の検証可能性を確保すべく、全エリアにおけるビル別単金の開示が必要であると考えます。

## 6. コロケーションに係る電力料金・空調料金について

### 【イー・アクセス殿意見】

#### 3. コロケーションについて

(略)

##### ③ 電力料金の検証

コロケーション費用の電力設備使用料等は、機器の最大電力量をベースに算定されているため、電力料金部分については常態的に利用している電力量と接続事業者が負担している電力量との間で乖離が発生していると考えられますので、調査等をおこない乖離を吸収する算定方法を採用すべきです。

### 【弊社意見】

- ・ イー・アクセス殿の意見に賛同します。
- ・ 設備の最大電力量にはほぼ等しい契約電力量と比べ、通常設備が安定稼動している時の電

力量はより小さいものと考えられ、接続事業者は電力料金を過剰に負担している可能性があると考えます。また、空調料金についても同様に接続事業者の過剰負担の可能性が考えられます。当該料金については、設備の利用実態に即した適正な算定方法を早急に検討の上、再算定した適正な料金を適用すべきであると考えます。

以上